

中学校部活動の地域移行（地域展開）に係る

地域クラブ説明会

日時：令和7年11月26日（水）19：00～

令和7年11月27日（木）19：00～

場所：瀬戸内市役所本庁2階大会議室

1 開会挨拶

2 説明事項

（1）瀬戸内市における中学校部活動の地域移行基本方針について

（2）地域クラブの認定について

（3）学校開放事業について

（4）質疑応答

3 閉会

(1) 瀬戸内市における中学校部活動の 地域移行基本方針について



基本方針の全文はこちらです

瀬戸内市における中学校部活動の地域移行基本方針 概要版

中学校部活動を取り巻く現状と課題

- ・少子化により部活動数・部員数が減少傾向にある
- ・学校単位での部活動の維持ができない競技もある
- ・教員の専門的な指導が困難な場合がある
- ・顧問の教員の負担が増加している

国の方針

【学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月スポーツ庁・文化庁）】

- ・令和5年度から令和7年度までを「部活動改革推進期間」と位置づけ、休日の部活動を段階的に地域クラブの活動へと移行

【地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議最終とりまとめ（令和7年5月16日）】

- ・『地域移行』を『地域展開』へ名称変更
- ・令和8年度から令和10年度までを「前期改革実行期間」と位置づけ、確実に休日の地域展開等に着手

瀬戸内市の方針

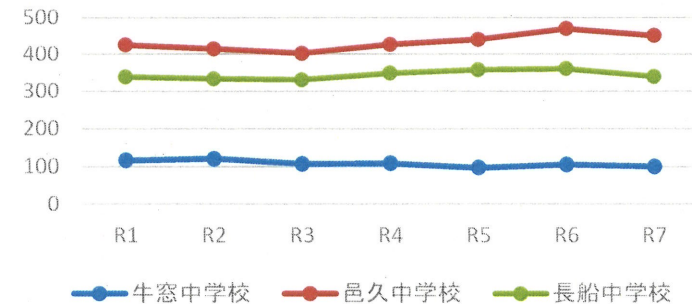
●瀬戸内市の基本目標

子どもたちが多様なスポーツ・文化・芸術活動に触れ、体力や創造力、感性などを育み、子どもたちの可能性を大きく広げることができる環境を整備する

●瀬戸内市の目指す姿

- ・地域の様々なスポーツ活動団体や文化活動団体が積極的に中学生を受け入れ、生徒に多様な活動機会を提供する
- ・生徒は競技種目だけでなく、活動レベルや頻度、活動場所、時間帯など、多様な選択肢の中から自分に合ったスポーツ・文化芸術活動を自由に選択できる

生徒数の推移(人)



瀬戸内市における中学校部活動の地域移行基本方針 概要版

●部活動改革の方向性

- ・令和10年度当初からは学校での休日の部活動をすべて地域クラブ活動とする
- ・地域移行の対象種目は現在中学校において活動している部活動の種目とする。ただし、ゆくゆくは部活動以外の種目へも地域クラブ活動を拡大し、子どもたちが多様な選択をすることができる環境を整える
- ・地域クラブとして活動しやすい環境整備や啓発に努め、地域クラブの増加を図る
- ・平日の部活動は、外部指導員の活用や合同部活動もあわせて実施し、教員の負担軽減や専門的な指導力の確保、部員数減少による活動困難の解消を図る
- ・希望する教員や市職員も積極的に地域クラブ活動に参画できるように労務環境を整える

●推進体制

部活動の地域移行を円滑に進めるため、関係者が連携して協議・検討できる場として、「瀬戸内市部活動地域移行推進協議会」を設置。協議会の構成員は、市内の中学校長や社会教育（スポーツ・文化）関係団体の代表、保護者代表、地域の有識者など。

●スケジュール

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
・部活動の地域移行に係る基本方針の策定 ・地域クラブの認証制度をスタート ・制度の情報提供・周知 ・認定地域クラブ化への支援	・休日の部活動の地域移行を順次開始 ・制度の情報提供・周知 ・認定地域クラブ化への支援	・休日の部活動の地域移行を進める ・認定地域クラブ化への支援	・休日の部活動を完全に地域移行 ・平日の地域移行についても検討を進める

瀬戸内市における中学校部活動の地域移行基本方針 概要版

●課題への対応方針

①地域クラブ活動の運営体制整備

- 部活動コーディネーター(仮称)配置
- 財政的な支援
- 地域クラブの認知度向上支援
- コーディネート組織の整備

②指導者の質・量の確保

- 県人材バンクの有効活用
- 指導技術向上・安全管理研修開催
- 指導者報酬補助制度検討
- 教員・市職員の兼職・兼業促進

③活動場所の確保・利用促進

- 中学校施設の優先開放
- スマートロック導入検討
- 夜間照明整備検討
- 公共・民間施設との連携拡大

④活動場所への移動手段確保

- 市営バス等の活用促進
- 活動時間帯に合わせた増便・経路調整
- 保護者間で協力して送迎するしくみづくり
- 地域ボランティア送迎サポート制度

⑤大会やコンクール等への対応

- 基本は部活動として大会へ参加
- 人数不足時は合同チーム・地域クラブ参加
- 地域クラブ参加時の遠征費・交通費補助制度検討
- 表彰等は学校部活動と同様の扱い

⑥関係者の理解促進

- 公式ホームページ特設ページの開設
- 地域クラブ体験会・教室活動の開催
- 生徒・保護者ニーズ調査実施
- 様々な広報・啓発活動を展開

⑦生徒等の安全確保

- 保険加入を地域クラブ認定の条件とする
- 指導者研修会への参加を必須化
- 教育委員会内に相談・報告窓口を設置
- ハラスメント防止の徹底

⑧その他の支援策(経費助成等)

- 経済困窮世帯への会費等支援制度検討
- ふるさと納税を活用した寄附募集
- 企業版ふるさと納税の活用
- 多様な財源確保への取組

新たなガイドラインの骨子のポイント

改革の 理念等

- 急激な少子化が進む中でも、**将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実**
- 障害のある生徒や運動が苦手な生徒等を含め、**全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備**
- 地域クラブ活動においては、**学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展**させつつ、地域全体で支えることによる**新たな価値を創出**

【中間評価】

改革期間	令和5年度～7年度 「改革推進期間」	令和8年度～10年度 「改革実行期間」 (前期)	令和11年度～13年度 「改革実行期間」 (後期)
取組方針	休日 改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す ※現時点で着手していない地方公共団体においても、 前期の間に確実に休日の地域展開等に着手 (中山間地域や離島等で地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を推進) 平日 各種課題を解決しつつ、 更なる改革を推進 (まずは、国において実現可能な活動の在り方等を検証) ※学校部活動をベースとした地域との連携など、 地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要		
認定制度	競技力向上を主目的としたチームやスクール等との区別や質の担保等のため、 国が定めた要件等に基づき、市町村等が地域クラブ活動の認定を行う仕組みを構築 【呼称】 「認定地域クラブ活動」 【想定される認定の効果】 公的支援 (財政支援、学校施設の優先利用等)、大会・コンクールへの円滑な参加等 【主な要件】 活動時間 (平日は1日2h程度以内、休日は1日3h程度以内) / 休養日 (週2日以上、休日のみ活動の場合は土日どちらか) / 低廉な参加費 / 指導体制 (日本版DBS活用を含めた不適切行為の防止徹底、指導者研修・登録等) / 安全確保 / 学校等との連携		
地域展開の円滑な推進に当たっての対応	推進体制 国としての取組方針の提示・地方公共団体への支援・周知広報等 / 都道府県のリーダーシップ / 市区町村が改革の責任主体 / 専門部署の設置・コーディネーターの配置 / 生徒が所属する中学校等との連携 / 民間企業・大学・関係団体等との連携等 各種課題への対応 ①運営団体・実施主体の体制整備等 ②指導者の確保・育成 ③活動場所の確保 (学校施設の有効活用等) ④移動手段の確保 ⑤生徒の安全確保 ⑥障害のある生徒の活動機会の確保 ※6項目について具体的な取組内容等を整理 ニーズ反映・参加促進等 生徒等のニーズの把握・反映 / 地域クラブ活動への参加促進のための情報提供等 (体験会の開催、入学説明会等でのオリエンテーション、ポータルサイトなどによる一元的な情報提供等) / 生徒のクラブ運営等への参画 (生徒同士の話し合いなど)		
部活動の在り方	● 適切な運営のための体制整備 (部活動に係る方針策定、部活動指導員等の配置や合同部活動の実施、勤務時間管理・業務改善等) ● 適切な指導・安全安心の確保 (暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶、事案発生時の迅速な対応・再発防止、過度な練習等の防止等) ● 適切な活動時間・休養日の設定 ● 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備		
大会等の在り方	● 生徒の参加機会確保 (地域クラブ活動等の参加促進等) ● 大会への引率や運営に係る体制整備 (教師以外の関係者の参画促進等) ● 生徒の安全確保 (熱中症対策等) ● 大会等の在り方の見直し (多様なニーズを踏まえた大会の開催等)		
関連制度	希望する教師の兼職兼業の円滑化 (中学校教師だけでなく小学校教師 (体育専科等) や高校・特別支援学校の教師等を含む)、教師の人事・採用での部活動指導力の評価における留意、高校入試における取扱いなど		

地域移行(地域展開)の対象競技

令和7年度に活動している部活動

- ・陸上
- ・バスケットボール
- ・サッカー
- ・ソフトテニス
- ・卓球
- ・バドミントン
- ・軟式野球
- ・バレーボール
- ・剣道
- ・吹奏楽
- ・美術
- ・茶華道

進め方

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
対象競技 の団体	地域クラブ認定を進め、認定地域クラブを増やしていくとともに、休日の部活動の地域移行（地域展開）について、中学校等と協議がまとまった認定地域クラブから実施していく		休日の部活動の地域移行（地域展開）を実施していく	休日の部活動廃止 部活動は廃止となり、休日の活動はすべて地域クラブ活動となる
対象競技 以外の 団体	地域クラブ認定の準備を進めるとともに、1日体験教室等を開催し、ノウハウを蓄積していく		地域クラブ認定を開始し、認定地域クラブを増やしていく	地域クラブ活動を本格実施する

瀬戸内市内中学校生徒

参加

認定地域クラブ

地域クラブ活動

協力・連携

中学校

地域展開コーディネーター組織
(瀬戸内市教育委員会内)

協力

スポーツ推進委員

協力

地域ボランティア

認定

地域スポーツ・文化団体

(2) 地域クラブの認定について

瀬戸内市地域クラブ認定制度

- 1 瀬戸内市教育委員会が申請書類（地域クラブ認定申請書及び必要書類）をもとに、下記の認定要件に照らして協議し、適当と認める場合は、地域クラブとして認定する。

【認定要件】

- (1) 原則として瀬戸内市内の生徒・児童を中心に編成されている団体であること。
- (2) 活動拠点は、原則として瀬戸内市内とし、活動場所までの移動について、生徒やその保護者の過度な負担とならないこと。ただし、市内に活動場所がない場合、効率的・効果的な活動に支障をきたす場合、又は近隣市町と連携した活動の場合はこの限りではない。
- (3) 営利を目的とした運営でないこと。
- (4) 持続可能な団体の運営を目指し、複数の役員等が運営に携わっていること。
- (5) 次の要件を満たす規約（会則）が整備され、それらの内容が社会通念上、適正であると認められること。

- ・ 目的が記載されていること。
- ・ 入退会について記載されていること。
- ・ 会費について記載されていること。
- ・ 次に掲げる役員又はこれらに準ずる役員を置くことが記載されていること。

① 代表 ②会計 ③監事

※原則として、代表、会計、監事を兼ねることは不可とする

- (6) 活動における指導については、指導者を団体内に配置し、又は外部に委託するなどして、複数の指導者による指導体制が整備されていること。
- (7) 次のいずれかの要件に該当する指導者が1名以上配置されていること。ただし、①はスポーツ活動を行う団体に限る。

① JSP0 公認のスポーツ指導者の資格を有すること

② 小学校、中学校、高等学校、義務教育学校等の教員として、部活動指導等の指導実績を有すること

③ 当該活動の指導における資格を有し、生徒の指導に対し上記①又は②と同等と認められる者であること

④ その他、市教育委員会が特に認める者

- (8) 団体の活動に参加する者のすべてが当該団体の活動を対象とする傷害保険・賠償責任保険に加入すること。また、団体内に配置された指導者及び外部委託された指導者のすべてが当該指導に係る傷害保険・賠償責任保険に加入すること。

- 2 認定期間は、認定日の属する年度を含む連続する3年度とする。ただし、認定後でも認定要件に該当しないと判断された場合は、認定を取り消すものとする。また、認定に当たり申請した内容に変更があった場合は、すみやかに変更内容を届け出ることとする。

- 3 地域クラブ認定を受けた地域クラブは、下記の地域クラブ活動運営条件を厳守し、活動を行わなければならない。なお、当該条件の違反が認められたときは、必要な調査・指導を行い、是正がなされない場合は認定を取り消すものとする。

【地域クラブ活動運営条件】

- (1) 生徒の所属校と活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、必要に応じた情報共有を行い、連携を図ること。
- (2) 活動時間は、平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内とし、休養日の設定は、週2日（休日だけ活動する場合は週1日）以上とすること。
- (3) 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定すること。
- (4) 代表者や指導者は、県や市が主催する指導者研修等を積極的に受講すること。
- (5) 学校部活動の教育的意義を継承・発展し、生徒の資質・能力の向上を主たる目的として活動すること。また、競技性や成果のみに偏重せず、広域からの生徒招集や選抜等を実施しないこと。

<学校部活動の教育的意義>

- ・生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資する活動である。
 - ・スポーツ、芸術文化等の幅広い活動機会を得られるとともに、体力や技能の向上に資するだけでなく、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会でもある。
 - ・多様な生徒が活躍できる場であり、豊かな学校生活を実現する役割を有する。
- (6) 暴言、暴力、ハラスメント等の不適切行為の防止を徹底し、人権を尊重して活動を行うこと。
 - (7) 生徒の発達段階や健康の状態、気温等の環境を考慮し、指導内容や練習時間、水分補給、休憩時間の設定等、健康・安全に配慮した運営をすること。
 - (8) 施設管理者と連携して施設・設備・用具の点検を実施し、安全管理に配慮した運営をすること。
 - (9) 保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備など、危機管理体制を整備すること。
 - (10) 地域クラブに関わる役員・指導者・スタッフ等、すべての関係者が、リスク管理において責務を負っていることを自覚し、生徒の安全確保に万全を期すること。

- 4 申請にあたっては、以下の書類を瀬戸内市教育委員会社会教育課へ提出する。

- ア、様式1 地域クラブ認定申請書
- イ、様式2 認定要件確認書
- ウ、様式3 活動計画書
- エ、規約又は会則
- オ、会員名簿、役員・スタッフ名簿、指導者名簿
- カ、保険加入証明書の写し

(3) 学校開放事業について

「瀬戸内市における中学校部活動の地域移行基本方針」を策定したことに伴い、地域移行の受け皿となる団体が活動できる場所を確保するために学校開放事業における定期利用団体日程調整時における運用の変更します。

中学校における定期利用日程調整時の優先順位

優先順位	利 用 団 体
1	・ 部活動の地域展開の受け皿として認定を受けた地域クラブ（土日のみ）
2	・ 瀬戸内市内の総合型地域スポーツクラブ ・ 自治会及び複数の自治会が連合した自治会や地域コミュニティ組織の活動の一環で活動している団体
3	・ 市内の小中学生が過半数を占める団体で、責任者が明確であり、青少年の健全育成を目的に活動している団体
4	・ 上記に該当しない市内の団体

【今後の課題】

- 休日に部活動と地域クラブ活動が並行する期間の調整
→基本的に「学校部活動が優先」
- 認定地域クラブ同士の希望の重複

【課題の解決に向けて】

- 認定クラブ間で使用の調整を行うため、認定地域クラブで構成される「連絡会（仮）」を設立
→地域クラブ同士の日程調整、体育館半面ずつの共同利用等

課題解決に向けて適宜運用の見直しを実施しますのでご協力をお願いいたします。

【参考】

令和8年度定期利用の調整スケジュール予定

- ・ R7年12月…日程希望調査（〆切：12月末～1月初旬）
- ・ R8年 1月…取りまとめ、希望曜日の重複の調整

※学校、地域イベントの予定把握は、1月下旬予定。

※本申請は、2月に依頼予定。

	質問事項	回答
1	開催案内の表題が、「地域展開」ではなく、「地域移行」となっているのはどういう意図ですか	地域移行から地域展開へという名称の変更は、「学校内で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支える」とともに、「新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とする」という改革の理念等をよりの確に表すために行われるものです。この名称変更については実行会議の最終とりまとめで示されたものですが、これを受けて国が新たなガイドラインで本内容を示した際には、市としても「地域移行」から「地域展開」への名称変更を行う予定としています。
2	完全移行はいつからとなりますか	休日の部活動については、令和10年度までに完全に移行する予定です。平日の部活動については、中学校の生徒数や部活動の活動状況、認定地域クラブの整備状況などを勘案し、令和10年度以降に必要な検討を行っていきます。
3	対象は瀬戸内市内3中学校なのか。	対象は瀬戸内市内3中学校(牛窓、邑久、長船)すべてになります。
4	部活動地域移行に対する中学校の意思や熱量はどのような感じか。	部活動地域移行に係る基本方針の策定にあたり、市内中学校3校とも協議を行いました。その中では部活動地域移行の趣旨にご賛同いただくとともに、「ぜひ進めてほしい」との前向きなご意見もいただいているところです。
5	チームに全面的な移管なのか。チームが様々なことを自由に決めることが出来るのか。中学校は全く関与しないのか。	部活動の地域移行は、その活動主体は学校から地域クラブへ移るものです。そのため、認定の要件となっていることを除き、地域クラブ活動は認定地域クラブの裁量において実施していただくことになります。また、平日は当面部活動が行われるため、中学校との連携は不可欠であると考えています。
6	問題があった場合の責任部署はどこか。	責任の所在について、部活動の際のトラブル等は学校が対応し、地域クラブ活動の際は地域クラブでの対応となります。そのような問題の未然防止策として、指導者を対象とした各種研修会等を開催する予定です。
7	資金面で活動に関しての補助はあるのか。	地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議最終とりまとめにおいて、「公的負担については国・都道府県・市区町村で支え合うことが重要である」と意見がなされています。これをもとに、国や県において現在その内容が検討されていますが、それが具体化し次第、市としても国や県の補助金の有効活用を図り、認定地域クラブの運営支援を行う予定です。
8	地域展開への協力の有無による学校施設使用の優先度合いについて教えてください	(3)の説明をご参照ください。
9	ナイター設備がある中学校はどこか	現時点では、設備はありません。 平日も含めた完全移行に際しとの課題でもり、今後、市の財政状況を踏まえて検討して参ります。
10	活動場所は瀬戸内市内の中学校を貸してもらえるのでしょうか	(3)の説明をご参照ください。
11	冬季は市内の中学校はナイターがないため、体育館などを優先的に貸していただけるのか	現在、その方向では考えていませんが、今後運用の見直しにより検討したいと考えています。
12	学校施設は優先的に使用できるという理解でよいか	(3)の説明をご参照ください。
13	市内3中学校の場合、活動場所はどこですか	3中学校の施設は、下記のとおりです。 牛窓中…運動場、体育館 邑久中…運動場、体育館、武道場 長船中…運動場、体育館、武道場